

Vol.82

今回は 国際税務

相談事例
紹介

会員相談室

小見山 満 (麻布支部・随時相談)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157

※ご利用の際は、事前に東京税理士会ホームページ(会員専用ページ)の「会員相談室のご案内」をご覧ください。



1. 過少資本税制

事例

オーストラリア法人であるA社が、新たに日本に全額出資の子会社を設立し、オーストラリア人観光客向けのペンションを作ることを計画している。

事業計画によると、ペンションの取得費用は土地と建物あわせて5億円であり、営業開始から3年目までは赤字となるものの、4年目から黒字が見込まれる。

中小法人が受けられる法人税等の優遇措置を受けられるようにするため、資本金は100万円とし、ペンションの取得にかかる資金は全額オーストラリアの親会社からの借入でまかないたい。

A社の出資等のスキームに何か問題はないか。

回答

海外にある親会社から日本にある子会社に融資を行う場合、資本金もしくは自己資本の金額及び出資比率によって損金算入できる支払利息の金額に限度がある。その限度額を上回る支払利息は損金算入できなくなるため、投資(資本金等)と融資(借入金等)の負担割合を決定する際にこの点を留意することが必要である。

検討

国内の企業が国内に子会社を設立する際は、信用力・外形標準課税・消費税・中小企業の特例などの諸事情を考えて、子会社が必要とする資金について出資額と貸付額の割合を決定することが多い。

しかし、海外からの投資により国内に法人を設立する際は、「利子の損金算入」と「配当金の損金不算入」の問題を解決する必要がある。親会社、子会社ともに内国法人の場合は、子会社が支払利息を損金としても、同額が受取利息として親会社で益金として課税されるので、両社をあわせた課税所得の増減はゼロとなる。これに対し、親会社が海外にある場合は親会社の受取利息に対する課税ができない。このため、海外の親会社と資本関係を持つ子会社の支払利子の損金算入額を無制限には認めないこととしている。これを過少資本税制という。

1) 日本の過少資本税制では、内国法人である子会社が、親会社等(国外支配株主等又は資金供与者等(注1)に負債の利子等(注2)を支払う場合において、親会社等(国外支配株主等及び資金供与者等)に対する負債に係る平均負債残高が国外支配株主等の資本持分の3倍に相当する金額を超えるときは、支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして計算した金額は損金の額に算入できない(措置法第66条の5第1項)。ただし、子会社である内国法人のその事業年度の総負債に係る平均負債残高が子会社の自己資本の額の3倍に相当する金額以下となる場合はこの限りではない。

これを事例にあてはめると、資本金が100万円の場合は子会社で損金算入できる借入金の元本の目安が300万円までとなる。単純に言うと、これを上回る4億9,700万円に対する支払利息は損金算入できないことになる。支払利息を最

大限損金算入とするには、親会社による貸付けと出資額の合計額の4分の1を資本とし、残りを貸付けとするのが目安となる。ただし、資本金が1億円を超える場合は外形標準課税が生じることに留意する必要がある。

2) 自己資本の額とは総資産から総負債を控除した残額をいい、これが資本金等の額に満たない場合は、当該資本金等の額となる。したがって事例のように初年度から赤字が続く場合は資本金等の額を基準に計算する。また、総資産・総負債の金額はその会計帳簿に記載されている金額によるので、税務計算上の否認金があっても、当該否認金の額はこれらの額に関係させない。(措置法通達66の5-16)

3) 海外の主だった国ではほとんどの国が過少資本税制を導入している。したがって、日本から海外に子会社を通して投資をする場合には逆の立場になり、日本の親会社にとって子会社が思わぬ税金を支払わなくてはならないことになるので注意が必要である。

注1:「国外支配株主等」とは、非居住者または外国法人で、内国法人との間に、当該内国法人の発行済株式等の50%以上を直接または間接に保有する関係のあるものをいい(措置法第66条の5第5項一、同施行令第39条の13第12項)、「資金供与者等」とは、内国法人に資金を供与する者等をいう(措置法第66条の5第5項二、同施行令第39条の13第14項)

注2:「負債の利子等」には、通常の借入れに伴う支払利息に加えて、保証料等が含まれる(措置法第66条の5第5項三)



2. 子会社への貸付利子 移転価格税制

事例

当社は東京に本社を置く内国法人であるが、この度インドネシアに工場を建設して生産を行うため、当社が資本金3億円相当のインドネシアルピアを全額出資して子会社を設立する。立ち上げ当初は現地借入れができないので、親会社から8億円相当のインドネシアルピア建て融資も行う。借入利息は1%、返済期間は15年とし、為替リスクは親会社が負担するが、この貸付に問題はないか?

回答

子会社からの受取利息についても、商品売買と同様に移転価格税制の適用があることに留意する必要がある。子会社が現地通貨で借入れた場合と同等の利率を基準に受取利息を計上しなければならない。

検討

1. 国外関連者である海外子会社に対する貸付金の利息は、親会社側で計上すべき受取利息の額の大小を決定できることから、物品の販売価格に対するものと同様に、移転価格税制が適用される。2012年9月には東証1部上場企業が、米国子会社への貸付金について金利が不当に低く、海外に所得を移転したとして10億円の申告漏れを税務当局より指摘されたと報じられた。今回の質問のケースでは、金利の独立企業間価格が問われることとなる。

2. 円建てかルピア建てかにより、出発点異なる。説明を分かりやすくするために、例えば

現在の借入市場では円建てであれば1~3%、ルピア建てでは7~10%の借入利率だと仮定する。この場合、質問の内国法人親会社は金利1%でルピア建ての貸し出しを行い、親会社が為替リスクを持つとしている。しかし、移転価格税制に照らすと、ルピア建て貸付であれば7~10%の利息に保証料が加算されるべきである。一方、子会社の金利負担を少なくするために円建てで貸付けする場合には、1~3%を基準にした金利となるが為替リスクは子会社が負担することになる。換言すれば、事例の場合、子会社の金利負担を少なくするのか、為替リスクを少なくするのかによって、通貨は決まってくる。

では、適正な金利をどのように決定すべきか(貸付金利の独立企業間価格の決定)がポイントとなるが、比較対象取引における貸付期間、利率の設定(固定又は変動、単利又は複利等の利率の設定)、利払いの方法、借手の信用力、担保及び保証の有無、その他の利率に影響を与える諸要因が国外関連取引と同様であることが重要である。(措置法通達66の4(7)-4)

3. しかし、貸付けを業としない一般企業にとって上記の比較対象取引情報を入手することは大変困難なことであるため、下記の要領で独立企業間価格を決めることが認められている。(移転価格事務運営要領2-7)

- (1) 借手の銀行調達利率(通貨、貸借の時期、貸付期間等が同様であることが必要)
- (2) 貸手の銀行調達利率(通貨、貸借の時期、貸付期間等が同様であることが必要)
- (3) 国債等による運用利率(通貨、取引時期、期間等が同様であることが必要)

ただし、独立企業間取引の情報としては(1)、(2)及び(3)の順に信憑性が得られるとされているので、最初に(1)の情報が入手可能かどうかを検討する必要がある。現実的には、金利は、貸付期間、企業の信用力、融資金の回収可能性、市場の相場など複雑な項目を基に決定されるため、(1)(2)については、借入実績が無い会社にとって容易に入手できる情報とは言えない。従って、(3)を中心に検討することが多くなっている。

4. なお、この独立企業間取引としての貸付金利は、親会社が手持ちの余裕資金を利用して貸し付けても、借入れして子会社に貸付けしても考え方に相違が出てくるものではない。また、子会社の倒産を防止するためなど合理的な理由で救済措置として貸付けを行う場合には、低金利貸付けなどが許されること(法人税基本通達9-4-2)もあり、この場合は移転価格税制上も問題視されないのに注意が必要である。

注)内容は、平成28年1月14日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。